資料 2 - 2

令和7年増殖呈示量について

令和7年増殖呈示量決定までの流れ

過去の呈示量の考え方を踏襲しつつ見直しを行い、 漁協と調整しながら2年かけて呈示量を決定

第3回~5回の漁場管理委員会で検討



第5回の漁場管理委員会で(仮)を決定



令和6年3月に各漁業協同組合に仮呈示



令和6年3月~12月にかけて各漁業協同組合と調整



第1回~3回の漁場管理委員会で検討



第3回の漁場管理委員会で決定



令和7年3月に各漁業協同組合に呈示

令和5年度

令和6年度

令和7年増殖呈示量について(仮呈示案)

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種(漁業権対象魚種)の増殖を行うことが義務づけられている。

令和7年は増殖呈示量の見直し時期にあたるため、令和7年3月に各漁業協同組 合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

2 呈示量の計算

<u>次の①と②の条件を呈示し、両方満たした場合に増殖呈示量を達成したとみな</u>す。

①令和6年増殖計画の増殖量8割を基本とし、呈示量とする。

「令和○年及び令和○年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。 なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示量の2倍量を放流したもの として呈示量を算出することとする。

- ②前年の行使料及び遊漁料収入の合計の30%以上(湖沼を主要漁場とする漁協* は20%以上)を放流種苗費として支出すること。
 - ※湖沼を主要漁場とする漁協近藤沼漁協、日向漁協、城沼漁協、榛名湖漁協、赤城大沼漁協

なお、①については、漁場の状況等により調整を可能とし、魚種によっては底打 ち対策を行う。そして、令和5年第5回漁場管理委員会で具体的な数値を示し、漁 協に仮呈示する。その後、各漁協の調整を得て、令和6年第1回漁場管理委員会で 考え方等を改めて審議する。

また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、令和7年以降の呈示量の見 直しは2年後の令和9年に行う。

3 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な 影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内 水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施す る。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗(稚魚、成魚、親魚、発眼卵)

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来(群馬県)の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ (ビガーラ種やロストラータ種等) が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種(カラドジョウ)が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

- (1) アユ
 - ア 水産動物 アユ
 - イ 増殖方法 種苗放流
 - ウ 考え方
 - ・稚魚(魚体重 20g 未満)と成魚(魚体重 20g 以上)の放流を増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

- ア 水産動物 マス類 (ヤマメ、イワナ、ニジマス等)
- イ 増殖方法 種苗放流(稚魚、成魚、親魚、発眼卵)、人工産卵床の造成
- ウ 考え方
 - ・種苗放流(稚魚(35g 未満)、成魚(35g 以上)、親魚、発眼卵)、人工産卵 床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数(尾)で呈示を行う
 - ・成魚 (kg) で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数(尾)に換算する

成魚・親魚 (1kg) = <u>稚魚 (1000尾</u>)

・ヤマメの親魚放流用の親魚(kg)を放流した場合については、成魚(kg)と同様の計算式により稚魚尾数(尾)に換算する

・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚 尾数(尾)に換算する

発眼卵(10粒)=稚魚(1尾)

・人工産卵床造成については、水産庁発行「渓流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により換算する。

人工産卵床 (4㎡) = 1か所

- ・人工産卵床でのみ増殖を行う場合、増殖呈示量は最低2か所以上とする
- ・ヤマメ及びイワナ以外のマス類を増殖する共第5号(大塩貯水池)及び共第 17号漁場については、ニジマス稚魚(尾)の増殖呈示量を最低2万尾以上 とする

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されている ため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量とし ては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「渓流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量 (kg) に換算する

人工産卵床(1 m²)=重量(1.9kg)

・増殖呈示量は最低5kg以上とする

- (5) ウグイ
 - ア 水産動物 ウグイ
 - イ 増殖方法 人工産卵床の造成、(種苗放流)
 - ウ 考え方
 - ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈 示を行う

人工産卵床 (4 m²) = 1 か所

- ・増殖呈示量は最低1か所以上とする
- ・なお、河川に親魚がいない、もしくは、人工産卵床を造成に適した場所がない場合は、委員会が承認することで、種苗放流の放流量も以下のとおり呈示量に換算することができる

人工産卵床 (1 m²) = 重量 (9 kg)

- (6) オイカワ
 - ア 水産動物 オイカワ
 - イ 増殖方法 人工産卵床の造成
 - ウ 考え方
 - ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床($4 \, \text{m}$) = $1 \, \text{か所}$

- ・増殖呈示量は最低2か所以上とする
- (7) ウナギ
 - ア 水産動物 ウナギ
 - イ 増殖方法 種苗放流
 - ウ 考え方
 - ・重量(kg)で呈示を行う
 - ・増殖呈示量は最低5 k g以上とする
- (8) ドジョウ
 - ア 水産動物 ドジョウ
 - イ 増殖方法 種苗放流
 - ウ 考え方
 - ・重量(kg)で呈示を行う
 - ・増殖呈示量は5kg以上とする

- (9) ワカサギ
 - ア 水産動物 ワカサギ
 - イ 増殖方法 卵放流 (シュロ枠使用) 、仔魚放流 (筒型ふ化器使用)
 - ウ 考え方
 - ・卵数(粒)で呈示を行う
 - ・<u>仔魚放流(筒型ふ化器)は、卵放流(シュロ枠)</u>に比べて増殖効果が高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている

(筒型ふ化器:87.3%、シュロ枠:14.6%)

・<u>仔魚放流(筒型ふ化器使用)した場合については、研究成果を参考に、以下</u> の計算式により卵(粒)が放流されたものと換算する

卵数(粒)=筒型ふ化器に収容した卵数(粒)×6

- (10) カジカ
 - ア 水産動物 カジカ
 - イ 増殖方法 人工産卵床の造成
 - ウ考え方
 - ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床(10個)=1か所

- ・増殖呈示量は2か所以上とする
- (11) モツゴ
 - ア 水産動物 モツゴ
 - イ 増殖方法 種苗放流
 - ウ 考え方
 - ・重量(kg)で呈示を行う
 - ・増殖呈示量は5 k g以上とする
- (12) ナマズ
 - ア 水産動物 ナマズ
 - イ 増殖方法 種苗放流
 - ウ 考え方
 - ・重量(kg)で呈示を行う
 - ・増殖呈示量は5kg以上とする

令和7年増殖呈示量

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ	ナマズ
漁業協同組合	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	産卵場 造成 (箇所)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)
利 根 1号	1,920	908,000	892,000			32	2	2	24		2,400	2		
利 根 15号			産卵床造成 2箇所											
阪 東 2号	136	128,000				5	1	2	5					
群 馬 3号	120	1,168,000				5	1	2	5	5				5
東 毛 3号	120	120,560				32	1	2	5	5				5
東 毛 8号	16	8,240				24	1	2	5					
吾 賽 4号	240	304,000	32,000			7	2	2	5					
上 州 5 号	1,760	2,992,000	80,000	20,000 (大塩貯水池)		320	1	2	16	8	800			
鳥 川 5 号	168	80,000				24	1	2	5	16				
南 甘 6号	2,920	1,128,000	4,000				1		8			2		
上野村 6号	2,080	3,554,400	1,840,000				1		8			2		
神流川 7号	40	248,000				800	1	2			33,600			
両 毛 9号	120	1,368,000	35,600			16	1	2	5		320	2		
両 毛 10号	120	320,000	16,000			8	1	2	5		7,680	2		
邑 楽 11号						800			8					8
近藤沼 12号						800			5		320			
日 向 13号						800			8					
城 沼 14号						120			6				12	
赤城大沼 16号						240	1				53,600			
榛 名 湖 17号				20,000		16					28,800			
合計	9,760	12,327,200	2,899,600	40,000		4,049	16	22	123	34	127,520	10	12	18